

令和8年度

三条市先端設備等導入促進補助金

申請等の手引き

[ お問い合わせ先 ]

三条市経済部商工課（商工係）

TEL 0256-34-5610

FAX 0256-36-5111

## 1 事業の目的

中小企業者の生産性の向上及び競争力の強化を図るため、先端設備等導入計画に基づいて導入する先端設備等の費用を補助します。

## 2 補助対象者

次の要件を全て満たしている中小企業者

- (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有しており、市内で1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 中小企業庁が依頼する団体が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにパートナーシップ構築宣言を登録していること。
- (4) 雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針が位置づけられた先端設備等導入計画について市長の認定を受けていること。
- (5) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (7) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。ただし、ここでいう「大企業」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に当てはまらないものを指す。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む。）の所有に属している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む。）の所有に属している中小企業者

ウ 大企業（外国法人含む。）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資金額の総額がア～ウに該当する法人の所有に属している中小企業者

オ ア～ウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

## 3 補助対象経費

次の要件を全て満たしている先端設備等の取得に要する費用（リース契約又は割賦販売契約に基づく先端設備等にあつては、リース料金又は割賦金）

- (1) 令和8年4月1日以降に市長の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入される機械装置
- (2) 補助金交付の決定を受けた日から当該年度の2月末日までに設置し、及びその経費の支払い（リース契約又は割賦販売契約の場合は設置）を完了するもの。

## 4 補助率及び上限額

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】 400万円

## 5 他の制度との組み合わせ

補助金の交付を受けようとする経費が、その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないこととします。

## 6 手続き

### (1) 申請書の提出

#### ア 申請受付期間<sup>※1、2</sup>

**令和8年4月14日(火)～令和8年12月28日(月)まで（商工課必着）**

※1 申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課へご相談ください。

※2 予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

#### イ 必要書類

- ① 三条市先端設備等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）<sup>※3、4</sup>
  - ・経費明細書（別紙）
  - ※3 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。
  - ※4 見積等をもとに正確に記載してください。
- ② 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- ③ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- ④ 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
- ⑤ 先端設備等導入計画及び当該先端設備等導入計画に係る市長の認定書の写し
- ⑥ 誓約書（みなし大企業に該当しないこと、暴力団排除に関すること）
- ⑦ パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載しているパートナーシップ構築宣言文
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

#### ウ 提出方法

下記提出先への持参、郵送による提出をお願いいたします。

〔提出先〕 三条市旭町2-3-1 三条市経済部商工課

### (2) 審査及び補助決定

事業の内容について書面審査の上、予算の範囲内で補助採択の可否、交付金額及び交付に当たっての条件等を決定し、文書で通知します。

### (3) 変更申請について

事業の内容、予算総額等に変更が生じる場合には、変更を実行する前に三条市

先端設備等導入促進補助金変更等申請書（様式第4号）に必要な書類を添付してご提出いただき、承認を得てください。なお、変更内容によっては承認できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

#### (4) 実績報告書の提出

事業完了後速やかに、所定の実績報告書に必要な書類を添付し、提出してください。

##### ア 提出期限

**事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日(金)までのいずれか早い方(商工課必着)**

##### イ 提出書類

- ① 三条市先端設備等導入促進補助金実績報告書（様式第5号）※<sup>5</sup>～<sup>6</sup>
  - ・ 事業実施報告書（別紙）
    - ※ 5 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。
    - ※ 6 領収書等をもとに正確に記載してください。
- ② 補助対象経費に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- ③ 取得した先端設備等の設置状況等が分かる資料
- ④ その他市長が必要と認める書類

##### 〔注意点〕

- 提出期限までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。
- 領収書等の支払を証明する書類の宛名は、補助金交付申請者と同一名義としてください。
- 消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税及び地方消費税の内訳が請求書等に明示されていない場合も、必ず税額を計算し、税抜き価格でご記入ください。
- 本事業以外の工事等と併せて発注した経費は、補助対象経費にメモを加えるなど分かりやすく明示してください。

##### ウ 提出方法

下記提出先への持参、郵送による提出をお願いいたします。

〔提出先〕〒955-8686 三条市経済部商工課 宛 （住所不要）

#### (5) 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の審査後、補助金額を確定し、指定の振込先口座に補助金を交付します。

## 7 その他注意事項

- (1) 交付決定前に発注した経費は対象外です。交付決定後に発注した経費のみ対象

となります。

- (2) 本補助対象経費が他の補助事業で採択となった場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めます。
- (3) 事業の効果検証のため、当該補助事業完了後に導入効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。